

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

——宮城県桃生郡斎藤会社の分析——

澁谷 隆 一

- 一 はしがき
- 二 貸金業展開の概要
- 三 貸金業の生成・発展期
- 四 貸金業の停滞期
- (一) 銀行業の発展と巨大貸金会社
- (二) 独占体制の確立と巨大貸金会社
- 五 貸金業の衰退期
- 六 高利貸資本展開の問題点

(二) 独占体制の確立と巨大貸金会社

当期における斎藤会社の貸金業は、第一次大戦後の恐慌、さらに慢性的不況過程を通して進展した金融資本の本格的確立と相俟って、都市貨幣市場から排除されていった。ここでは、かかる貸金業の展開に焦点を合わせながら具体的な考察を進めていくことにしたい。

関連事業の設立とその背景 斎藤家では、大正一三年一二月に、仙台信託株式会社（以下仙台信託と略す）を設

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

立した。これは、当家の展開過程において極めて重要な意義をもっており、いわば第三の「家業改革」ともいえるものである。『翁伝』はこう述べている。

「翁の生涯の最後の事業は信託会社の創立である。大正十二年一月信託法及信託業法の発布せらるるや、翁は信託業の将来大に有望なことを認め、信託会社創立の志を起した。然るにこれは巨額の資本を要し、又その根柢を鞏固にするには一流資産家を糾合する必要があったので、宮城県下の重なる富豪に対し、信託業の現代に適応する経済界の重要機関であり、将来最も有望な事業である所以を説いて勧誘したところが、堅実深慮の翁の主唱であるから、忽共鳴者が続出し、多数の賛同者を得た。そこで翁は自ら進んで創立委員となって会社組織に著手し、社名を仙台信託株式会社とし、資本金三百万円、六万株の半数は翁が引受け、大正十三年十二月設立総会を開くに至り、翁は取締役社長に選ばれ（た）……翁は自家の財産を以て斎藤株式会社を起した外は、会社に関係して其の役員になったことは殆ど皆無であるのに、此の信託会社の設立に熱心に尽瘁した動機は抑々何であらう。思ふに、信託業を利用して我が流動資本を大に活動せしめるためか、然らざれば総資産を安全に有利に、将来永く運用する機関たらしめるためであったのだらう。」（一〇二—一三頁）

ここで注目を要するのは、仙台信託の設立契機とその意義についてである。この点については、すでに拙稿「農村地方における中小信託会社の性格と機能」（『本誌』一五卷一号所収）で詳細に検討したが、ここでは、斎藤会社の置かれた経済的諸条件を中心に、整理し直してみたいと思う。

仙台信託の設立契機は、次の二点に求められる。第一に、『翁伝』で指摘されているように、「総資産を安全に有利に、将来永く運用する機関たらしめるため」であった。このことは、既存財産の保全に力点をおいた極めて消極的な動機であるが、これを裏返していえば、この時期には財産の保全を必要とするような条件が生じたことを意味する。第二の契機は、「信託業を利用して我が流動資本を大いに活動せしめる」という点である。これは、勿論先

の契機と切離されたいわば二者択一の契機ではなく、むしろその一環として捉えねばならないであろう。ところで「流動資本を大いに活動せしめる」というのは、当時その活動を妨げる条件が存在していたことを暗に示しており、そのかぎりでは先の契機と同じである。しかしそのことはまた、仙台信託に対応しようとする当家の積極的な契機ともとれるのである。

そこで、仙台信託の設立後における斎藤会社の営業状態について、振り返ってみておくことにしたい。

まず土地所有はどうであつたろうか、この点については、いうまでもなく大正末期の小作争議による小作料收受機構の動揺を挙げねばならない。宮城県下の小作争議は、大正一一年より主に仙北諸郡から発生し、次第に県下全般に広がったが、「小作人が大地主斎藤氏ノ組織スル斎藤株式会社ヲ相手方トシテ小作料減免交渉ヲ重ネタモノガ近代争議の先驅⁽¹⁾」であつた。この争議はかなり長引くが、これにたいして斎藤家ではどのように対処しようとしたであらうか。『河北新報』によれば、大正一三年には争議の最も激しかった桃生郡鹿又村の全小作地六〇余町歩を売却しようとした。

「斎善家の争議地売払ひ——三分五分の引値でも買手が容易につかぬ——

本県最初の農民運動の魁として多大の注目を惹いた桃生郡鹿又村に約六百余町（六〇余町の誤り、以下同じ……筆者注）の田地を有する前谷地村斎藤株式会社には昨秋の小作争議の渦中に捲込まれ……農民組合側としては飽くまで二割の要求を貫徹するものゝ如く尚今後幾年かゝつても初志を貫徹するまでは強硬に二割を要求せんとしつゝあるので斎善でも笑は昨秋よりそんな小作争議の止まない鹿又村に田地を所有していることは全く快よしとせず何とかして他に売却したいものとの希望があつたがこの程に至り問題は具体化しいよいよ同村六百町歩を売却することに決定し、目下売却を急いでいるが先順序として一通り小作人に相談し若し小作人側において買求めざれば希望者に対して売却することに決定したいといふが、小作人としても

農村疲弊の折柄如何に裕福であるとしても反四百円の田地を買求めるものは實際不足でそれよりも現金にして金貸でもした方が遙かに經濟上有利であり亦その他の地主としても昨年の二割天引と尚今年以降二割づゝを天引して納入せんとする小作人が頑張つてゐるそんな不吉な問題の田地は何人も慫慂せず対岸の火災視してゐる態度である、それで齋善家としても出来得る限り売却を急ぎ最初売買に際して三分乃至五分だけ一時支払ひとして残額は年賦償還の特典を与へて売却ひを急いでゐるようだが、齋善家の田地売却は農村問題上多大の注目を惹いてゐるようである。」(大正一三、一二、二七)

右の記事から当時の小作爭議が、齋藤会社に如何に強い打撃を与えたかを覗うことができよう。当社が大正一三年に耕地八〇町歩を売却したのは以上のことの端的な現われであつた。そしてこのことが、「農村問題上多大の注目を惹いてゐる」というように、決して当社だけでなく、当地方の地主制をゆるがす問題でもあつた。⁽²⁾

次に、金銭貸付についてみよう。すでに触れたように、大正末期における当社の主要な貸付先企業は、鉱業とくに中小炭鉱におかれていたが、この時期の石炭業の不振は、これら中小炭鉱にしわ寄せされた。⁽³⁾ 当社は、貸付先企業の経営不振さらに倒産の続出によって利子は勿論のこと貸付元本すら回収できない状態におかれていた。一例として、大正一五年における事情の一端を示せばこうである。

大正十五年貸付欠損金ノ説明

一金 三拾五万一千五百二十七円八十七錢

是ハ茨城無煙炭礦株式会社及松原炭礦株式会社ノ兩者ヘ貸付タル金四拾五万一千五百二十七円八十七錢ニ対スル欠損金ニシテ其事実ハ松原会社事業不況ニ陥リ大正拾五年九月五日其担保物件全部強制競売ニ附セラレタルモ買受人ナキタメ不得已最低価格十萬圓ニテ当社之ヲ引取り茨城会社ノ方ハ大正十五年八月二十一日破産ノ宣告トナリ兩者共請求ノ見込絶エ結局回収不能ニ歸シタル金額ナリトス

一金 拾万五百円 鉱業権売買損失金

右ハ茨城無煙炭礦株式会社破産管財人ヨリ金百拾万円ニテ買受ケ且其權利移転登記税金五百円 含金百拾万五百円ヲ要シ買得ニ係ル鉱業権ヲ大倉鉱業株式会社へ金百万円ニテ売買シタルニ因ルモノトス

一金 二万九千八百九十三錢

右ハ同会社破産管財人ヨリ鉱業権ニ附帶スル土地建物其他（鉱業財団ニ編入シ居ルモノ全部）ヲ金五十五万円其他鉱業権施行上必要トスル鉄道側線ヲ金貳千五百円運炭線軌道敷地々上権ヲ金千五百円鉱業所什器ヲ金二千円中郷炭礦株式会社名義トナリ居リシ土地建物・機械器具ヲ金一万九千五百円不動産売買登録税三千五百八十九円五十三錢合計金五十七万九千八百九十五十三錢ヲ要シ買得ニ係ル物件ヲ大倉鉱業株式会社ニ金五十五万円ニテ売却シタルニ因ル

（『營業報告書』による）

大正一一年以降鉱業権の集中が顯著に進み、また以上のように貸金欠損が現われたのは、明らかに貸金業の行詰りを示すものであった。

さらに有価証券投資についてみてみよう。前節で触れたように、大正九年三月に始まる恐慌とこれに引続く慢性的不況は、株式投資なканずく地元企業への投資をおし進めてきた当社に甚大な損害を与えた。このことは、大正一四年における江合水電（宮城県）の減資に伴う損失が一二四千元にのぼったことから明らかである。こうした事態は、大正中期以降進展した当社の証券所有者化傾向をチェックさせ、ここに再び資本の遊離化現象を惹き起したが、それは、農村内部における蓄積基盤の縮小、農外投資の不安定とによって、大正中期とは比較にならぬ程深刻であった。かくて大正一三年には、従来全くみられなかった銀行預金が一、五五六千元にも達したのである。

仙台信託設立の内的契機は、以上述べてきた当社の資本蓄積様式の動揺、遊離貨幣資本の増大に求めることがで

きと思われ⁽⁴⁾る。信託会社は、正にそうした地主資本の動揺を或る程度喰い止めうる機能を機構上もっていたのである。⁽⁵⁾

しかし仙台信託の設立にとつてそれ以上に重要なのは、極限に立たされた地主資本の蓄積機構を再編成しようとした点にあると考えられる。というのは、個人企業の枠を出ない斎藤会社が、重工業の発展、産業規模の拡大に照応しつつ飛躍的な発展を示した銀行業にたいして決定的な立遅れをみせ、遂に企業金融の場から駆逐される様相を示したからである。ここに当社は、仙台信託を設立することによって遊離化した地主資本を糾合しつつ個人蓄積の限界を止揚し、資本主義の新段階に対応しようとしたのであろう。

(注) 当社の貸金業は、都市貨幣市場へ進出し、また斎藤会社を創立した明治四〇年代には、すでに銀行業へ推転しうる可能性を充分にもっていた。事実大貸金業者のなかには、銀行業に転身するものもかなりみられた。しかしそれにも拘わらず当社がそれをなしえなかったのは、次の事情によると思われる。

(一) 明治末期の当社貸金業は、莫大な小作料所得に裏付けられて貸付資本量を増大した。そしてそれは、当時の一行当り普通銀行の貸付額よりも遙かに多く、しかもそれが自己資本であるため銀行恐慌の影響を受けることなく安定していた。例えば山形県本間家の本立銀行(明治二年設立、資本金七二万円)も、銀行とはいえ預金の蒐集を殆んど行なっていない。斎藤善右衛門と本間光弥との会話によればその理由はこうである。

社長(斎善) 本立銀行ハ一般ノ預金ヲ扱ハレマスカ

本間 扱ヒマセン止ムヲ得ザルモノダケ扱ヒマス他人ノ金ヲ預リ若シ間違アリテハ相済マズ故ニ扱ヒマセン

(斎藤家蔵『秋田・山形有力家訪問ノ記』農総研積雪地方支所、研究資料 No. 9)。

右のように、当時の巨大貸金業者は、財産保全の観点から預金の取扱いを危険視していたのである。かかる旧態な思考

第18表 仙台信託への資金拠出高
(昭和7~10年)

(単位：千円)

資金拠出高		資金拠出源泉	
田畑買入金	400	借入金	1,200
出資金	700	その他	250
信託預金付	300		
貸	50		
計	1,450		1,450

1. 『営業報告書』より算出、ただし概算。
2. 資金拠出源泉の「その他」には鉱業権の売却も含まれる。

が、結局資本主義の発展からおくらせてしまった最大の理由であった。

(二) 当時における銀行の性格は、「貸付会社」といわれるように社会的蓄積の利用が低く、その限りでは斎藤会社とそれほど差がなかった。

(三) 当社が関連事業を持たず、それ故にさし迫った資金造出を必要としなかった。

かくて斎藤家は、仙台信託を設立し、動揺しつつある当社の資本蓄積様式を再編成した。しかしこの再編成によって当社が直ちに資本主義の新段階に対応できたかという点と勿論そうはいえない。総じていえば、信託二法の施行後における中小信託会社は、もはや発展の余地を全くもっていなかったからである。

当時の斎藤会社は、仙台信託と密接な連繫の下に展開した。しかし当社にとって重要なのは、仙台信託との機能上の結びつきというよりも、昭和の大恐慌下に経営不振に陥った仙台信託からどのような影響を受けたかということである。この点の詳細については、以下の各節で改めて検討するとして、ここではその影響を一括して表示しておくことにしたい。第一八表によれば、仙台信託への資金拠出高は昭和七年一〇年に約一四五万円にものぼった。このことは、仙台信託の倒産を避けるための止むをえない応急措置であったが、当社にとっては、蓄積機構の再編成どころかかえって斎藤会社の衰退を早める一つの要因となつたのである。

第19表 資金運用の推移

(単位：千円)

	資金運用 総 額	内 訳		
		貸付金	有 価 証 券	預金及 び現金
大正14年	5,531	2,662	1,594	1,275
15	5,683	2,480	1,621	1,573
昭和 2	6,038	2,846	1,649	1,543
3	6,159	3,061	1,673	1,425
4	6,338	3,257	1,752	1,329
5	6,372	3,586	1,809	977
6	6,485	4,067	1,557	861
7	7,453	5,333	1,555	565
8	7,546	5,176	1,732	638
9	7,933	5,416	1,771	746
10	8,681	5,176	2,332	1,173

1. 『営業報告書』による。ただし金額は各年度末残高。
2. 前稿第1図で注記したように、貸付金のなかには雑勘定として処理されているものも含む。

都市貨幣市場の変化と当社の対応 始めに
 当期における斎藤会社の資金運用の推移をみながらその特徴について概観しておこう。第一九表によると次の変化を挙げることができる。まず資金運用総額の動向をみると、大正一四年五、五三一千円から昭和一〇年八、六八一千円となり、約一・六倍の増加を示している。これを種目別にと、とくに貸付金の増加が著しく、両年間の増加は一・九倍、これに有価証券一・五倍、預金・現金〇・九倍となっている。なおこれを時期別にみる

と、貸付金は大正一五年から昭和七年にかけて急テンポで増加し、その後停滞するが、有価証券は貸付金の停滞する七年以降に微増、預金・現金は貸付金の動きと全く対照的に大正一五年、昭和七年に減少、その以後は有価証券と同様に微増しているのである。このことから、有価証券と預金・現金は前期でみられたと同じように、貸付金の増減を軸として動いていることがわかる。とはいえ昭和七年以降の各種目の動きは、実は先述の仙台信託の影響によるものであって、前期とは全く性格を異にしているのである。この点については後に触れる。

そこでまず貸付金の変化とその内容について明らかにしなければならない。その手懸りをうるために、貸付地域の変化を確認しておく。第二〇表によれば、大正中期以降縮小を示した貸付地域が、大正一四年頃を転期として再

第20表 府県別貸付金の推移

(単位: 円)

			大正14年	昭和5年	10年
宮	城		339,797	513,830	1,869,017
仙	台	市	89,361	8,500	4,380
そ	の	他	250,436	505,330	1,864,637
北	海	道	4,104	36,727	7,773
東		京	2,045,886	2,247,451	2,505,347
福		岡	272,093	36,400	136,192
京		都	0	152,000	47,643
兵		庫	0	222,000	164,234
神	奈	川	0	65,994	74,600
大		阪	0	243,000	274,669
板		木	0	3,897	29,331
奈		良	0	65,000	65,000
千		葉	0	0	2,000
計			2,661,880	3,586,299	5,175,806

『営業報告書』より作成。

率を示している。ここに現象的には、停滞第一期、とくに大正五年以降と逆行する諸傾向をよみとることができるのである。

次に、貸付対象の動きを追いながら以上の変化の内容を明確にしよう。第二一表によると、前期と著しく異なった次の二つの特徴を見出すことができる。第一に、企業貸比率の減少である。すなわち前掲年次についてみるとそれぞれ九〇%、八五%、六四%で昭和五年前後からの低下が目立っている。しかしこの数値は貸付金比率であって、実際の企業貸は二、三四四千元、三、〇四七千元、三、二九六千元と増加している。いま企業貸の内容を職業別に

第21表 職業別貸付金の推移

(単位：千円)

			大 正 14 年	昭 和 5 年	10 年
(Ⅰ) 千円以上の貸付					
農 地	民主		3,020	9,474	4,154
	大小		156,271	28,487	8,500
			36,786	15,530	28,530
商 企	人 業		34,636	28,260	12,738
漁 業			0	32,000	0
鉱 業			2,183,359	1,461,400	673,648
工 業			95,000	30,100	78,105
土 産	建 業		24,794	118,500	397,470
土 産	地 売 業		2,246	339,718	781,100
料 理	・ 旅 館		0	168,500	680,280
金 融	融 買 業		38,390	846,371	539,198
株 式	仲 買 業		0	0	71,000
そ の 他	サ ー ビ ス		0	50,000	75,000
そ の 他			40,434	26,000	25,534
寮 家 及 び 関 連 事 業			0	409,476	1,715,159
不 明			4,705	0	9,700
計			2,619,641	3,564,086	5,100,116
(Ⅱ) 千円以下の貸付(計)			42,239	22,213	75,690
総 計 (Ⅰ)+(Ⅱ)			2,661,880	3,586,299	5,175,806

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

二〇八

『営業報告書』より作成。ただし作成方法は、前稿第2表と同じ。

みると、停滞第一期の主要な貸付対象であった鉱工業が減少し、これに代って土地売買業、料理・旅館業、金融業、株式仲買業など第三次産業への貸付増加が目立っている。そこで企業貸総額に占めるその貸付金比率を挙げると、それぞれ二%、四六%、六五%となっており、とくに昭和五年までの増率が顕著である。なおその職業分布をみても、五年までに拮がり、それ以降になると鈍っている。ところで以上のように企業貸の内容が第二次産業から第三次産業へ移動したとはいえ、前期に引続き鉱業にたいする貸付が多い。しかしこの貸付の大部分は、実は当社が茨城無煙炭礦から担保物件として取得した鉱業権や附帯設備を大倉鉱業へ売却した代金の未回収部分(一四〇万円)

なのであって、通常の貸付とは違うのである。このことを考慮に入れると、当期の企業貸の大部分は、第三次産業への貸付であつたといつて差支えないであらう。

第二の特徴として、県内貸の増加に照応する斎藤家及び関連事業貸の増加を挙げねばならない。この貸付は、当期に入つて始めて現われた現象として注目を要する。いま貸付金総額に占める比率をみると、それぞれ〇%、一%、三三%となり、企業貸の地位の後退と対照的な姿を示している。

以上要するに、昭和五年（正確には七年）を転期として貸付地域の面では、都市及び農村県貸の拡大――↓その停滞と県内貸の増大、貸付対象の面では、企業貸の増大（とくに第三次産業）――↓その停滞（第二次産業の減少と第三次産業への集中）と斎藤家及び関連事業貸の増大となつて現われている。

そこで当期における貸金業展開の問題点を、次のように整理することができよう。すなわち企業貸（第三次産業）と斎藤家及び関連事業貸が、それぞれのどのような条件の下で増加し、そしてどのように変化したかということである。

始めに、企業貸について問題としよう。その前に予めこの時期の貸付先企業の規模を確認しておく。ここでは資料の制約上、前節で試みたと同様に、貸付金の多寡によつて推量する。第二二表をみよ。貸付先企業一件当りの平均貸付額は、明治四五年には三一八千円であつたが、昭和五年には一一二千円と低下している。なお後者から大倉鋳業への貸付金を控除して平均貸付額を算出すると六三千円となる。いま仮にこれら貸付先企業にたいする最高貸付許容額を払込資本金とすれば、企業の規模はかなり零細になつたといえよう。ところで比較年度間における生産力の発展を考慮に入れば、当然のことながら平均投下資本は著しく増加した筈であるから、企業の規模は相対的

第22表 貸付先企業1件当り貸付金

(単位：円)

	明治45年			昭和5年		
	貸付件数	貸付金	1件当り 貸付金	貸付件数	貸付金	1件当り 貸付金
漁業	1	355,380	355,380	1	32,000	32,000
鉱業	3	712,710	237,570	(2) 3	(61,400) 1,461,400	(30,700) 487,133
土建業	3	1,159,569	386,523	2	118,500	59,250
工業	0	0	0	2	30,100	15,050
土地売買業	0	0	0	4	339,718	84,930
料理・旅館業	0	0	0	4	168,500	42,125
金融業	0	0	0	10	846,371	84,637
その他 サービス業	0	0	0	1	50,000	50,000
計	7	2,227,659	318,237	(26) 27	(1,646,589) 3,046,589	(63,330) 112,837

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

1. 明治45年は『貸付台帳』、昭和5年は「貸附金売人毎」(『営業報告書』)による。
2. 職業分類は、前稿第2表による。

にさらに一層零細となったといわねばならない。この前提にたてば昭和期の貸付先企業は、中小企業といってもかなり下層企業であったと考えられる。なお当社では以上の直貸の他に金融業者(貸金業や金融ブローカー)を媒介として零細企業にも貸付を行っていた。以上のことから当期の貸付先企業は、第三次中小零細企業であったとみてよいであろう。

(注) 当期の貸付先企業が中小零細企業であるといっても、なかには松竹興業(資本金七〇〇万円)や千日土地建物KK(五〇〇万円)などの比較的大きな企業も含まれていた。

では当社は、なぜこの時期の貸付を第三次中小零細企業に集中しなければならなかったのであろうか。その理由は、いままで主要な貸付対象であった中小企業(独立産業資本)が大正末の不況過程で広汎に没落し、これに代る新たな貸付基盤を求めなければならなかったが、それは金融資本の支配の埒外におかれた中小零細企業に、

第22表 普通銀行及び貸金業の貸付金の動向

(単位：千円)

	全 国		東 京	
	普通銀行	貸 金 業	普通銀行	貸 金 業
昭和元年	9,219,800	—	2,994,270	—
2	8,180,944	61,280	2,591,417	4,369
3	7,545,357	62,722	2,212,601	5,126
4	7,246,205	63,744	2,297,462	5,769
5	6,818,068	64,252	2,437,680	5,659
6	6,594,199	60,068	2,471,537	5,206
7	6,343,280	57,426	2,556,709	4,989
8	6,085,945	57,393	2,492,670	5,012
9	5,987,505	55,970	2,213,103	5,160
10	6,193,613	52,803	2,388,125	5,491

1. 普通銀行の貸付金は、大蔵省理財局『金融事項参考書』による。ここで東京というのは、東京銀行集会所社員銀行をさす。
2. 貸金業の数値は、貸付金ではなく営業収益額である。『主税局統計年報』による。

式会社に限定、猶予期間五年）によって消滅しつつあつたこと、さらに不況過程で貸付制限を行なつていたことなどからこの貨幣市場が一時に暗潮を呈した点に求められる。

そこで以上の実態を知るために、この時期の普銀と貸金業の動向を比較してみよう(第三表)。普銀の貸付金は昭和元年から四年にかけて全国においてもまた東京においても減少(勿論この過程においても大銀行の貸付金は増大する)を示すが、それ以後になると全国が引続き減少、東京が停滞している。これにたいして貸金業の場合(営業収益)

いい換えれば高利貸資本の本来的な存立基盤にしか残されていなかったからである。そしてこの基盤は独占段階においては過剰人口の一存在形態である中小商工業者、なかんずく中小商業者の増加⁽⁷⁾によって充分に与えられていた。とはいえそれは、決して都市高利貸資本の独占的な基盤ではなく、都市の中小銀行にとつてもよき基盤であつた。⁽⁸⁾しかしそれにも拘わらず当該貨幣市場に進出できたのは、昭和二年の金融恐慌以降中小銀行の資金が大銀行或は郵便貯金に吸収されて減少し、また休業・倒産が続出したこと、そしてそれが銀行法による当局の銀行合同の促進方針(最低資本金を百万円に引上げ、企業形態を株

には、普銀とは逆に両者とも昭和四、五年にかけて微増するが、以後全国が減少、東京が停滞で普銀と同一歩調をとっている。ここに示した都市貸金業（東京）の動向は、当社の企業貸のそれと全く符合する。かくて当社は、新貨幣市場へ進出した。しかしこの新市場への進出は、以前にも増して危険な貸付条件を伴っていた。なぜなら貸付先企業の経営内容が良くない上に、担保物件が概して薄弱だったからである。そこでとられた措置が都市の金融業者を媒介とした周旋貸であった。当社が高等周旋人と称して東京・大阪・札幌などの金融業者を利用し、市場拡大に勉めたことは、すでに前稿において注記したところである。先に表示したように、第三次産業のなかでも金融業にたいする貸付が多いのは、以上のことを示すのである。

さてかかる新市場への進出は、おおよそ昭和五年頃で頭打ちしている。このことは、貸金業者に共通してみられた現象でもあった。これは、いうまでもなく昭和五恐慌の襲来に伴い貸付先企業が没落し、不良債権の累積、貸付資金の固定化が現われたためである。なおまた、独占資本の利潤源泉である中小企業を維持するための救済融資の効果もつけ加えておかねばならない。これは、勸銀や興銀などを通してなされた「中小商工業応急資金」(昭和三年)、「信用組合経由中小商工農業者等二対スル資金」(五年)、「中小商工業者等産業資金」(六年)や地方銀行の不動産抵当債権の流動化を図るための「不動産融資及び損失補償法」(七年)などである。しかしかかる救済融資の効果は、勿論過大に評価することは許され⁽¹⁰⁾ない。なお当社の場合には、これら諸要因の他に関連事業の経営不振による影響を重視しなければならない。

次に、斎藤家及び関連事業貸の増大を問題としよう。いま当該貸付を一括して示せば第二四表のごとくである。これによると、七年以降貸付金が増加するが、このうち斎藤家貸が圧倒的に多く、これに関連事業である仙台信託

第24表 斎藤家及び関連事業貸の内容

(単位：円)

	斎藤家	仙台信託	昭和土地	計
昭和 5年	409,746	0	0	409,746
6	461,446	0	882	462,328
7	(1,157,326) 1,661,119	0	354	(1,157,326) 1,661,473
8	(1,155,000) 1,663,032	307,000	219	(1,155,000) 1,970,251
9	(1,212,750) 1,540,485	651,000	0	(1,212,750) 2,191,485
10	(1,197,801) 1,702,359	12,800	0	(1,197,801) 1,715,159

「貸附金宅人毎調」(『営業報告書』)より集計。ただし
() 内数値は、『営業報告書』では雑勘定として処理
されている金額である。

及び昭和土地が^{*}続いている。ところで斎藤家貸の大部分は、東京の浅草水族館への特殊貸^{※*}であり、また昭和土地への貸付は零細なのでここでは省略する。

(注)

* 昭和土地株式会社は、昭和四年一〇月に、資本金三〇万円を以て設立した仙台信託の子会社で、信託業法の規定以上に集積された仙台信託の不動産を処分する機関であった。社長は斎藤善右衛門(一〇代)である。

* * 斎藤家貸のうち一、一五七千円は、昭和七年より雑勘定として処理されていたものであるが、一年より通常の貸付金に振替えられたため、ここでは計上した。この部分は、従来斎藤会社の秘密貸付として浅草水族館に貸付られていたものである。

うに、仙台信託の経営不振と関連している。仙台信託の経営状態については、前掲「農村地方における中小信託会社の性格と機能」で触れたので詳細については省略するが、おおまかにいって五年頃から経営が悪化し、八年には取付騒ぎまで起している。その余波は、大出資会社である斎藤会社にまで及んだという。そこで当社は、仙台信託の預金返済のための応急資金を抛出しなければならなかった。その額は、八年三〇七千円、九年六五一千円に達した。しかしこうした多額の自己資金の捻出は、貸付資金の固定化した当時においてはいうまでもなく困難であった。

第25表 金融機関別借入金の推移

(単位：円)

	昭和5年	6年	7年	8年	9年	10年
普銀・信託会社	0	0	0	0	800,000	880,000
勸銀・農工銀行	28,073	26,739	25,289	43,937	60,000	335,000
個人	35,000	0	0	0	0	1,660
関連事業(斎藤報恩会)	50,000	150,000	150,000	162,000	70,000	157,000
その他	0	0	21,800	20,920	19,980	18,976
計	113,073	176,739	197,089	226,857	949,980	1,392,636

『営業報告書』より作成。ただし当社では、東本願寺や黒沢講などの預り金も借入金勘定で処理しているが、ここではこれらの預り金を含んでいない。

資本主義の発展と巨大貸金会社

(一)

そこでとられた措置が後に触れる鉱業権の売却であり、いま一つは銀行からの借入れであった。当社が銀行から資金を始めて借入れたのは、昭和五年であり、それが急増するのは九年―一〇年である(第三五表)。この借入増加部分は、恐らく仙台信託にたいする当社の直貸部分を後にみる土地・建物の取得と増資に振替えたのであろう。だとすればこの借入金は、貸付を伸ばすための呼び水とはいえない。⁽¹⁾ 当時においては、そうした条件は全く考えられないのである。

以上のことから明らかなように、斎藤家及び関連事業貸の増加は、当社貸金業の発展ではなく、その停滞に拍車をかけ、さらに衰退に導く要因なのである。

(注) 昭和期にみられた関連事業貸の増加は、斎藤会社だけでなく事業経営を営む貸金業者に多かれ少かれ指摘できる現象である。桜井家を例に挙げてみてみよう。同家は、味噌・醬油醸造業、貸金業及び土地所有を主要事業として成長してきた。いま醸造業の展開について概観すると、それが順調な発展を示したのは大正中期までであり、それ以後になると恐慌・不況の影響とこの過程を通して地方へ進出した醸造大資本とによって経営が次第に悪化し、昭和一大恐慌下には殆んど休業状態にまで追い込まれてしまうのである。その間の事情を同家の『日誌』から拾うと次のようである。

「各地同業者ハ、原料ノ下落ニ伴フ第一方策トシテ何レモ現値売抜キノ挙ニ出テ販売上ノ競争激甚ヲ極メ実ニ未曾有ノ活況ヲ呈シ、而カモ醸造界ノ金城湯池ト目認スル本郡内ニ向ツテ近クハ志田郡、遠クハ野田、小豆島等ヨリ多少ノ移入醬油ヲ見タルガ如キハ正ニ大勢ノ一般ヲ察スルニ余リアルト云フベシ。」(大正二二年初概況)

「当営業ノ売行キ昨年ヨリ約一割弱ノ減少ヲ見タルハ遺憾ナリシモ不景氣トノ並行ヲ見バ又止ムヲ得ザルモノナカラシカ、蓋シ上方三印(ヤマサ、ヒゲタ、キッコーマン……筆者注)ノ襲来、地方農家ニ於ケル自家用醬油ノ普及モ亦其ノ一因ヲ為スモノ、如シ。」(昭和六年末概況)

当家醸造業の経営不振は、貸金業に甚大な影響を与えた。というのは、大正末期以降売掛代金の累積によって経営資金が逼迫し、貸付資金を喰いつぶしていったからである。醸造業への貸付金は、昭和六年二八千円、八年三五千円、一〇年六千円と激増している。そしてこの貸付金の大部分は、回収不能となり、一年にはいままでの累積債権七千円を貸金欠損として消却している。試みに昭和一一年における同家の一般貸付額をみると、三四千円であるから以上の貸金欠損が如何に多額であつたかが知れるであらう。

遊離貨幣資本の運用とその変化

有価証券と預金は、すでに再三述べてきたように貸金業の停滞の有力な指標であつた。当期にみられる特徴は、この資金運用が貸付金の増減と逆の動きを示していること、および前期末に現われた預金が恒常的な資金運用形態となつた点である。ここでは、両資金運用形態の性格変化を中心にみていこう。

まず有価証券投資はどうか。前掲第一九表でみたように、この投資額は、大正末年以降微増はしているものの概ね停滞状態にある。しかしそのことは、投資総額についていえることであつて、その内容にはかなりの変化がみら

第26表 公・社債、株式投資の推移

(単位：円)

	大 正 10 年	14 年	昭 和 5 年	10 年
公 債	732,353	8,963	8,963	11,374
社 債	500,000	0	0	0
株 式	298,841	1,400,933	1,800,253	2,320,203
中 央 株	147,412	826,038	1,340,818	1,332,536
地 方 株	151,429	222,020	116,935	66,472
関 連 事 業 株	0	352,875	342,500	921,200
合 計	1,531,194	1,409,896	1,809,216	2,331,582

1. 『営業報告書』より算出、ただし大正14年は、年度内買入分を含んでいない。
2. 地方株は、ここでは県内企業株をさす、以下同じ。
3. 関連事業株のなかには、仙台信託と昭和土地を含む。

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

第27表 配当率別株式の推移

(単位：円)

配 当 率	大正14年	昭和5年	10 年
中 央 株			
0%	41,000	53,095	24,430
0 ~ 5	0	890,092	37,110
5 ~ 10	2,500	333,466	1,188,763
10 %~	782,538	64,165	82,233
計	826,038	1,340,818	1,332,536
地 方 株			
0%	175,730	68,632	32,440
0 ~ 5	27,500	25,000	17,882
5 ~ 10	6,250	19,953	16,150
10 %~	12,540	3,350	0
計	222,020	116,935	66,472
関 連 事 業 株			
0%	0	0	919,950
0 ~ 5	0	0	0
5 ~ 10	352,875	342,500	1,250
10 %~	0	0	0
計	352,875	342,500	932,450

1. 『営業報告書』より作成。

れる。第二六表によると、大正一〇年には、公社債が多く、また株式では地方株が中央株を上廻っていたが、一四年前後からは、公社債及び地方株を切捨て、不況過程においても高配当を維持し、しかも安定性のある中央株（財閥系企業株）と、仙台信託への投資に集中してくる。いま配当率別株式の推移をみると、いうまでもないことだが中央と地方株の差が歴然としている。中央、地方株別に無配当及び低配当株（五％以下）

比率を算出すると、中央株は大正一四年五%、昭和五年七〇%、一〇年五%であるが、地方株はそれぞれ九二%、八〇%、七六%である。なお関連事業株についていうと、大正一四年と昭和五年には配当率がかなり高いが、一〇年には殆んどが無配当となっている(第二七表)。以上のことは、地方企業の衰退を端的に示すとともに、先述の地方株から中央株への投資替を一層おし進め、現実的資本家から単なる貨幣資本家(利子取得者)化を必然ならしめる道標である。ただ一〇年には、かかる必然的動向から背離する傾向が現われている。すなわち昭和七年を転期として中央株が減少したのにたいして、仙台信託株が著しく増加している。この現象は、仙台信託への貸付金増加と同様に、同社の経営不振を支えるための出血的増資であった。

次に、預金を問題としよう。預金が当社の新しい資金運用形態として登場したのは大正一三年からであったが、これは有価証券投資よりもさらに貸金業の停滞の深化を示す指標である。なぜなら有価証券投資を含めて当社の資本蓄積が行詰り、これに代るものとして拾頭したからである。このことから預金は、預金形態のなかでも投資性預金(定期と信託)の比重が大きいのである。第二八表によれば、預金総額に占めるその比率は、大正一四年八〇%、昭和四年九八%で圧倒的に高い。しかし当期の預金は、無機能化した遊離貨幣資本の転化形態ではない。この預金は、昭和初期の貸金業が停滞しているとはいえ貸付基盤を変えつつ或程度展開の余地が残されていたから、機能資本化を待機するといった側面ももっていたのである。このことは、仙台信託の設立契機に反して信託預金(高次の投資性預金)が以外に少ないことに現われている。当期の預金が貸付金の変動と対照的な動きを示したのは、以上のことを反映しているといつてよいであろう。そこで預金の動きをみると、いうまでもなく当座性預金の変化が敏感である。しかし五年以降になると投資性預金も急激に減少している。後者は、預け先銀行の休業を直接の契機と

第28表 種目別預金額の推移

(単位：円)

	預金総額	内 訳			
		信 託	定 期	別 口	当 座
大 正 14 年	1,274,161	350,000	672,000	175,000	77,161
15	1,570,597	322,900	952,000	175,000	120,697
昭 和 2	1,542,678	298,783	1,052,000	0	191,895
3	1,424,544	280,000	1,082,000	0	62,544
4	1,327,316	280,000	1,022,000	0	25,316
5	976,273	100,273		876,000	
6	860,273	100,273		760,000	
7	561,051	99,837		461,214	
8	636,946	59,000		577,946	
9	744,409	80,000		664,409	
10	1,171,338	383,750		787,588	

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

『営業報告書』による。

している。昭和六年の盛岡銀行の休業は、当地方を震撼させた事件であった。⁽¹²⁾ 斎藤会社は、この盛岡銀行の休業によって総額一四四千円の預金回収不能となった。ここに預け先銀行の変化が起った。つまり地方銀行から巨大銀行(三井・安田)への預金替えである。なお以上の預金の動向から背離する現象として一〇年における信託預金の増加を挙げねばならない。それは仙台信託への貸付や増資と全く同様に、同社の危機を救うための措置であった。

以上のように、仙台信託にたいする救済的諸抛出が一〇年頃に顕著にみられたとはいえ、当社は、その過程を通していよいよ自立的な資本蓄積機能を喪失し、有価証券或は預金形態をとりながら巨大資本への従属を深めていたのである。次期には一層明白となる。

担保物件の集中とその変化

当貸金業の貸付基盤の移動は、当然のことながら停滞第一期と異なった機能の変化を齎らした。その手懸りをうるために、当期における土地・建物そ

第29表 土地・建物その他物件の集積状態

	面 積 ケ 数				価 格			
	大 14	正 年	昭 5	和 年	10年	大正14年	昭和5年	10年
田 (町)	1,146		1,146		1,227	円 716,208	円 764,996	円 981,151
畑 (町)	127		155		154	48,971	94,936	100,346
山 林・原 野(町)	146		3,847		3,918	48,465	109,172	226,573
宅 地(坪)	62,999		72,633		84,780	} 483,579	940,867	1,569,904
建 物(棟)	148		138		191		40,877	145,917
新 開 地(坪)	3,240		2,700		360	494,548	422,086	36,400
漁 業 権(ヶ)	12		0		0	13,069	0	0
鉱 業 権(ヶ)	10		?		?	958,339	1,070,279	623,113
そ の 他(町)	0		0		0	36	28	39,498
計	-		-		-	2,763,215	3,443,241	3,722,907

『営業報告書』による。

の他物件の集積状態を示せば第二九表のごとくである。この表から二つの注目される動きが看取される。一つは、田畑、山林・原野、宅地・建物などの集積であり、いま一つは、前期末に集積した漁業権や鉱業権などの売却である。この集積と売却は、この表では昭和五年を転期として鋭くなっている。ところで当面の課題は前者にあるから、これに焦点をおいてみていきたい。

土地集積の第一の特徴は、前期と同様に恐慌・不況の深化の過程での集約的な集積傾向である。五年以降の著しい集積がそれを示す。第二の特徴は、土地集積の種目が貸付基盤（中小零細企業）の変化から宅地・建物を主軸とするようになった点である。いま土地・建物その他物件の価格総額に占める宅地・建物価格の比率を挙げると、大正一四年一七％、昭和五年二八％、一〇年四六％と急テンポで増加している。また一〇年における宅地・建物価格は、一、七一六千円で他のいずれの種目よりも高く、田畑価格は、一、〇八一千円を遙かに凌駕している。尤もこの価格は、買入時価評価主義をとっているから直ちに比較することはできないが、集積の主要傾向を明瞭に示しているといつてよいであろう。

第30表 地域別宅地集積の内容

(単位：坪)

	大正14年	昭和5年	10年	15年	19年
〔Ⅰ〕市街地宅地					
石巻市	2,038	3,084	2,903	2,900	2,463
東京市	11,989	17,002	18,664	20,206	19,955
小樽市	0	7,423	5,952	5,742	5,742
戸畑市	0	181	2,582	2,913	2,913
若松市	0	187	0	0	0
仙合市	0	0	2,054	3,068	1,938
大阪市	0	0	354	2,319	1,965
鎌倉市(片瀬を含む)	0	0	0	2,227	753
計	14,027	27,877	32,509	39,875	35,729
〔Ⅱ〕郡村宅地					
茨城県	0	915	825	0	0
秋田県	0	0	5,929	5,929	5,929
宮城県	48,972	43,841	45,517	45,767	43,522
計	48,972	44,756	52,271	51,696	49,451
合計〔Ⅰ〕+〔Ⅱ〕	62,999	72,633	84,780	91,071	85,180

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

『土地価格調表』と『営業報告書』より作成。

二二〇

さてそこで宅地・建物のうち前者の集積の実態について、いま少し詳しく検討してみよう。宅地集積の内容を市街地と郡村とに分けてみると、郡村宅地は大正一四年以降殆んど停滞しており、県内に限ってみれば減少さえ示しているのである。これにたいして市街地宅地は一貫して増加している。そして大正一四年の所在地域は、石巻と東京だけであったがそれ以降昭和一〇年にかけて拡がり、北は小樽から南は戸畑、若松にまで広く散在するようになった(第三〇表)。この市街地宅地と県外の郡村宅地の大部分は、いうまでもなく担保物件の集中である。参考までに、『土地価格調表』から拾集した担保物件の集中状態を示せば第三一表のようで、取得物件の大部分が宅地・建物で占められている。

以上のことから明らかなように、この時期の斎藤会社は、主に中小零細企業に吸着しつつその没落を早め、担保物件を集中しながら宅地地主化の方向を

第31表 担保物件の集中とその内容

資本主義の発展と巨大貸金会社
(二)

旧所有者	職業	年次	場所	取得物件		
				種目	価額	円
M工業KK	鉦業	昭和4年	福岡	新開地(反)	10.8	493,930
T・M	〃	〃	北海道	畑(反)	14.3	44,501
T・A	〃	〃	東京	〃(反)	8.7	93,939
A・S	地主	〃	宮城	宅地(坪)	989	16,479
〃	〃	〃	〃	建物(棟)	2	2,000
S・G	土地売買業	8年	東京	宅地(坪)	2,464	158,629
〃	〃	〃	〃	建物(棟)	1	6,500
〃	〃	11年	〃	宅地(坪)	1,182	54,216
〃	〃	12年	〃	〃	1,836	91,400
〃	〃	〃	〃	建物(棟)	4	6,500
Y・K	不明	10年	宮城	宅地(坪)	644	22,096
M商会	株式仲買業	13年	東京	〃	44	35,176
〃	〃	〃	〃	建物(棟)	1	80,000
H・T	土地売買業	14年	〃	宅地(坪)	483	122,649
U土地合資	〃	15年	神奈川	〃	2,227	45,954
〃	〃	〃	〃	埋立地(反)	61.3	589,405
〃	〃	〃	〃	山林(反)	19.4	30,646

『土地価格調表』より拾集。ただし取得先不明のものは省略した。

迎ったのである。

なお先述したごとく田畑、山林・原野などの集積も、この時期には顕著にみられる。すなわち昭和一〇年には、大正一四年にたいして田畑一〇八町、山林・原野三、七二四町の増加となっている(前掲第二九表参照)。ところでこの土地集積は、当期の主要な貸付対象が都市の中小零細企業におかれたことから、担保物件の集中と考えるのは困難である。ではこれはどのような手段によって集積されたのであろうか。そこで仙台信託からの土地・建物取得についてみよう(第三二表)。これによると、昭和五年から一五年にかけて田畑一四五町、宅地八、五八九坪、山林・原野三、七五七町などを取得している。このうち五年の山林・原野は、当社の特定信託にたいする債権の振替部分であり、九年と一一年の田畑は、

第32表 仙台信託からの土地・建物取得

		場 所	取 得 物 件		備 考
			種 目	価 格	
昭 和 5 年	北 海 道	山林・原野 (反)	37,545	50,210 ^円	} 特定信託関係, 12年に売却
		秋 田 田 (反)	862	180,924	
		〃 畑 (反)	38	2,367	} 特定信託関係
	〃 宅 地(坪)	5,929	20,752		
		10 宮 城 〃	1,410	96,574	
	〃 建 物(棟)	12	10,426		
		11 〃 宅 地(坪)	732	36,577	
	〃 建 物(棟)		8	10,076	} 12年に売却
	秋 田 田 (反)	268	37,810		
		〃 原 野(反)	3	15	
		〃 新開地(反)	228	13,578	
	千 葉	田 (反)	239	45,248	
		〃 畑 (反)	9	662	
		〃 宅 地(坪)	518	518	
		〃 建 物(棟)	1	700	
		15 東 京 畑 (反)	40	30,925	
	〃 山 林(反)		25	36,530	

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

『土地価格調査』による。

経営不振に陥った仙台信託が預金払戻資金を造出する手段として集積耕地を当社に否応なしに購入させたものである。この表で特定信託関係と附記したもの以外は、すべてこうした取得方法によったのである。そして仙台信託から取得した土地(宅地を除く)は、昭和期における土地集積の大部分を占めている。それ故に当社の土地集積が大正、昭和期を通して一貫して進むからといって、その理由を単にその強靱性へのみ求めるわけにはいかないのである。いま仮に、仙台信託が倒産したとすれば、大出資者である斎藤家及び斎藤会社は、他の大地主の没落がそうであったように、田畑を含む資産のかなりの部分を投げ出さねばならなかった筈である。このことを考慮に入れると、仙台信託からの土地取得と当社の土地売却の

可能性とは、同一現象の両側面に過ぎないと思われる。

(注) 大地主の没落の原因について、大内力教授は、「前者（大地主……筆者注）の場合には、むしろ農業外の事業との結びつきが強いから、そのような事業の恐慌による破綻が彼等の没落の大きな原因であった……」（『農業恐慌』三六一頁）と指摘されている。このことは、東北の大地主についても充分な考慮が払われねばならないと思う。それは、現実に没落したもの（一例を挙げれば、宮城県登米郡登米町の山田寛吾家〔土地所有三一七町——大正一三年〕は、関連事業〔登米製糸〕の破綻によって昭和七年に没落）はいうまでもないとして、大正、昭和期を通して土地集積の進む大地主についても内容的には同様に考えられる。ところで齋藤会社の土地集積の特徴について、上原信博氏は次のように指摘されている。

「……耕地所有の面では、大正——昭和期を通じ一貫して増大化傾向を辿り、昭和一八年には最大の所有（一、四五四・七町）に達し、殆んどそのままの規模で農地改革を迎えている……」また「……山形庄内の本間家、新潟蒲原の市島家或は伊藤家の場合、その所有規模は、何れも、第二次大戦開始以前にその絶頂期を迎えている。然るに齋藤家は、前述の如く、戦時段階をへて戦争末期に敗戦にいたるまでその所有増大の歩みを殆んど止めていないのであって、その強靱性は誠に刮目に値しよう。右の如き齋藤家を頂点とした本県大地主の大正——昭和期を通ずる土地集積の進行はまた、この間一貫して進む。県下小作地率の増大化と五〇町歩以上大地主の推移によって裏書きされる。」（山田盛太郎『前掲書』二五一頁）。そこで問題なのは、「強靱性」の内容、すなわち昭和期の土地集積がなぜ進展したか、そしてそれは明治期や大正期とどう違うか、ということである。私の調査した二事例によると次のことが考えられる。

(一) 土地集積の契機——齋藤会社の場合には、先述のように仙台信託の経営不振を補うために、否応なしに田畑一四五町を取得（なお上原氏の指摘される一八年〔最大の所有〕には耕地整理による増地三〇町が添加）したが、桜井家の場合には、仙台信託への預金の返済不能にもとづく見返物件として、いい換えれば債権を確保するための止むをえない措置として、昭和一一年に原野一〇町（後に開田）をえている。両家のこの取得部分は、昭和期における土地集積の大部分を占

めている。なおこうした取得事例は、仙台信託に限らず他の銀行と大地主との間でもみられた現象である(例えば七十七銀行編『七十七年史』四〇〇頁参照)。

(二) 土地集積の地域性——以上のことは、その集積地域についても明治、大正両期と違った特徴を与える。すなわち斎藤会社についていえば、須永『前掲書』で指摘されているように、「斎藤家の土地所有は、耕地と宅地に集中されたことと、その耕地は水稻単作地帯のうちの水害地帯にあること……」(一二頁)や農業生産力の低位な東北や新潟などの千町歩地主地帯に狭く限定されない。それは、いうまでもなく関連事業や預け先金融機関の土地所有地域によって制約されるからである。斎藤会社の取得地域は、秋田、千葉両県下であったし、桜井家の場合には、旧来の小作地帯からかけ離れた桃生郡二股村であった。

(三) 土地集積の性格——なお以上の土地集積を支えた条件は、次の点にあると思われる。東北地方の大地主は、先進地帯の大地主よりも概して投資(↓転身)の機会が限られていたこと、及びこのことを前提として恐慌下の関連事業(斎藤会社——仙台信託、桜井家——醸造業)の経営不振を補い、地主経済の破綻を喰止め、またその再生産を維持するための残された有力な手段として、土地所有の拡大に向わざるをえなかったのである(以上の点については、分析視角は異なるが安孫子麟・大木れい子「昭和期における地主的土地所有」『『東北大学農研彙報』一一卷三号所収』に詳しい研究があるので参照)。さらにいえば、昭和恐慌期を通して後退を余儀なくされた地主資本が、追いつめられた、或は後退姿勢をとった結果的な土地集積なのである。このように、明治・大正両期のそれとは、明らかに性格を異にしている。その際に、小作争議にたいする大地主の対応の変化(桜井家に例をとれば、明治末——関連事業の成長によって温情的、大正末期以降——投資機会の縮小及び関連事業の不振を背景として国家権力への強い依存、強硬的)、並に戦時体制下の小作争議の退潮、米穀統制令の公布(昭和八年)、さらに当地方農民の劣悪な経済状態(土地購入の困難)による影響なども考慮に入れる必要がある。とくに当地方農民の土地購入の困難は、大地主の土地所有の持続性を規定する要因である。

以上のようにみてくると、昭和期の土地集積は、当地方における大地主の強靱性の反映とのみ見做すことはできない。むしろ内容的には、当社の宅地地主化の傾向をも含めて、一般的に指摘される大地主の後退過程での、当地方における一示現であると思われる。

第33表 鋳業権の売却損益

			売却損益	売却先
大正昭和	15年	→	310,607	O 鋳業
	2	→	2,033	T 鋳業
	8	→	144,591	S 鋳業
	9	→	31,812	M 鋳業
	10	→	108,153	S 鋳業
	12	→	33,525	K ソーダー
		→	7,500	O ・ S
	18	→	153,425	S 電工

『営業報告書』及び『鋳業権台帳』より算出。

建物を集中したが、同時に一方においては、中小資本として当社も巨大資本によって収奪され、後退を迫られるのである。この後退は、次期に一層進展する。

注(1) 農林省農務局『小作年報(昭和三年)』一五〇頁。

(2) 一例として桜井家についてみてみよう。同家では、小作争議によって大正一二年には耕地二町を自作し、一三年になると四町の売却を余儀なくされた。この争議について、同家の『日誌』はこう述べている。

「……畑地方面ニ於テ昨年ヨリ萌芽シ来リタル小作問題益々濃厚ノ度ヲ加ヒ、本年末期ニ至リ愈々小作料引下ゲヲ断行ス

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

ルノ止ムナキニ至リタルノミナラズ返還畑地ニ町余歩ヲ自作スルニ至レリ。田地方面ニ至リテハ鹿又村ニ於テ小作問題惹起シ、目下争議中ニ属シ益々悪化ノ模様アリ。思フニ連年農作物価格ノ低落、労働力ノ減少等其主ナル原因ヲ為スモノヤリト雖トモ又タ一面ニ於テ農民ノ思想悪化ニ依リ徒ニ危険分子ノ煽動ヲ受ケ輕拳暴動ニ及ブモノ之ナキニアラザルニ於テハ、事極メテ重大ニシテ之レガ根本的解決ヲ告グベク地主ニテモ相当ノ考慮ヲ要スベキナリ。」(大正一二年末概況)

- (3) この点の詳細については、例えば大木洋一「石炭鉱業の構造」(有沢広巳編『現代日本産業講座Ⅲ』第三部、第一章)参照。

- (4) 信託業の後進的登場の内的契機として、預金形態の分化(定期預金→信託預金)の必然性を無視することはできない。白井規矩稚氏は次のように指摘されている。

「歐洲大戰を機とせる我が国民經濟の異常なる躍進と共に、休息態貨幣も亦た激増して銀行の定期預金の劃期的増加を示した。大戰後に於ても、産業界から放出せられる休息態貨幣は、生産活動の拡大が行詰ったから更らにより多くの部分が銀行に集積して定期預金が増大した。而して此の中には定期預金より長期の約束を受けても尚ほ高利廻を欲する様な長期遊離部分を著しく増加したと見られるのである。」(『日本信託業論』二九頁)

仙合信託の場合には、農村貨幣市場の縮小に伴う高利貸資本の無機能資本(遊離貨幣資本)を主要な預金源泉としている。同社は、齋藤家を始め当県下における高利貸資本・地主を結集して設立された。

- (5) 拙稿「農村地方における中小信託会社の性格と機能」(『本誌』一五卷一号所収)一二五～一四〇頁参照。

- (6) 高橋亀吉『日本金融論』二三六～六頁。

- (7) 独占資本段階における中小零細企業の実態とその性格については、宇野弘藏編『経済学』四五一頁以下参照。

- (8) 『大阪市に於ける中小商工業金融調査』(昭和一〇年)には、資本階級別利用金融機関種類が記載されているが、これによると資本金五千円未満の業者は「個人及親戚知人」、それ以上となると「銀行及信託会社」の利用度が高くなっている(竹林庄太郎『日本中小商業の構造』三三八～四一頁による)。

- (9) 大島清『日本恐慌史論(下)』三〇三頁。

- (10) この点については、加藤俊彦『本邦銀行史論』三四七頁以下参照。

- (11) 須永『前掲書』(一八～九頁)では、損益計算書(昭和八年)により銀行借入金利率と当社の貸付利率を算出し、その

結果として、斎藤会社は銀行から安く借入し、これを高く貸付して利鞘をかせいだと想定されている。しかし当時においては、借入金をもって貸付を伸ばしうる条件は殆んど考えられないように思える。

(12) この点の詳細については、七十七銀行編『七十七年史』四二五頁参照。

(13) 仙台信託の特定信託は通常の特定信託の外に、金銭債権の信託も含めて取扱われている。

五 貸金業の衰退期

当期の貸金業は貸付金の一貫した低落傾向から覗えたように、明らかに衰退期に入ったといつてよいであろう。こうした傾向は、農村に密着する桜井家の貸付金の場合にも、また貸金業の全国的統計でもみられた一般的現象であった。ところで我が国高利貸資本の存立基盤は、都市と農村とを問わず広汎に残存していた。しかしそれにも拘わらず高利貸資本は、なぜこの時期に衰退を余儀なくされたのであろうか、当面の対象である都市高利貸資本に限って考えてみよう。この問題への接近のためには、すでに停滞期の分析視角としてとり挙げた産業資本と高利貸資本の対抗、銀行業による高利貸資本の駆逐といった点からだけでは不十分である。それは、独占段階に固有の「中小企業問題」に対応する政策的金融の抬頭、及び国家独占資本段階への移行に随伴する我が国経済の戦時体制への再編成とを前提として、高利貸資本の存立基盤の変容、それに伴う高利貸資本の衰退を問題としなければならないのである。

以下斎藤会社貸金業の衰退とその性格変化に焦点を合わせてみていくことにしたい。

貨幣市場の縮小とその要因

まず貸金業の衰退の実態を捉える手懸りとして、当社の資金運用の変化につい

第34表 資金運用の推移

(単位：千円)

	資金運用 総 額	内 訳			
		貸付金	有 証 価 券	預金・ 現 金	
昭和10年	8,681	5,176	2,332	1,173	
11	8,534	5,106	2,423	1,005	
12	8,427	4,624	2,522	1,283	
13	8,710	4,508	2,690	1,512	
14	9,160	4,384	2,803	1,973	
15	8,531	3,329	3,128	2,074	
16	8,577	2,955	3,472	2,150	
17	8,223	2,900	3,672	1,651	
18	8,770	2,565	4,307	1,898	
19	8,298	1,950	4,467	1,881	

『営業報告書』による。

第35表 府県別貸付金の推移

(単位：円)

	昭和10年	15 年	19 年
宮 城 市	1,869,017	1,729,417	1,305,689
仙 台	17,180	16,380	8,340
そ の 他	1,851,837	1,713,037	1,297,349
北 海 道	7,773	7,269	0
東 京 都	2,505,347	1,130,348	473,718
兵 庫	47,643	0	0
神 奈 川	164,234	11,250	3,150
大 阪	74,600	0	0
福 岡	274,669	151,800	151,800
岡 木	136,192	0	0
千 葉	29,331	28,500	0
良 島	2,000	12,800	15,800
廣 島	65,000	0	0
福 青	0	27,947	0
森	0	33,400	0
計	5,175,806	3,329,231	1,950,157

『営業報告書』より作成。

て概観しておく。第三四表によると、貸付金は一〇年五、一七六千円から一九年一、九五〇千円にまで一貫して減少している。これにたいして有価証券は二、三三二千円から四、四六七千円、預金・現金は年により変動はあるが一、一七三千円から一、八八一千円へと増加している。ここに両者の地位の交替をはっきりと認めることができる。このことは、斎藤会社の性格変化、いい換えれば高利貸資本から利子取得者への転化を示しているのである。

そこで貸金業の衰退について概観しておこう。始めに、貸付地域についてみると、次の変化が覗われる(第三五表)。すなわち貸付府県数は、一〇年一一、一五年一〇、一九年五と減少しており、一五年以降の減少が目立っている。なおこれを都市府県と農村県とに分けてみると、前者は一〇年六、一五年三、一九年三と前半期に縮小し、

第36表 職業別貸付金の推移

(単位：円)

		昭和10年	15 年	19 年
[I]	千円以上の貸付			
農地	民	4,154	2,500	1,300
	大	8,500	0	0
	小	28,530	12,435	1,200
商企	人	12,738	7,338	1,000
	業	673,648	0	0
	業	78,105	213,950	0
	業	397,470	443,817	344,000
	業	781,100	122,308	39,600
	業	680,280	511,500	198,357
	業	539,198	113,476	28,611
	業	71,000	0	0
	業	75,000	32,000	21,000
その他	その他	1,702,359	1,660,200	1,236,000
	その他	0	105,869	0
	その他	25,534	40,949	38,454
不	明	22,500	36,900	35,950
	計	5,100,116	3,303,242	1,945,472
[II]	千円以下の貸付	75,690	25,989	4,685
総計	[I]+[II]	5,175,806	3,329,231	1,950,157

『営業報告書』より作成。ただし作成方法は、前稿第2表と同じ。

貸付金も三、二〇二千元、一、二九三千元、六二九千元と急減するが、後者の場合には、県数では五、七、二となり一五年にはむしろ増加し以後急減、貸付金も一、九七四千元、二、〇三六千元、一、三二一千元と同様の傾向を示している。このように当社貸金業は、一〇年以降衰退過程を歩んだとはいえず決して直線的に後退したのではなく、農村県にいま一度復帰してから衰退したといえるのである。

次に、貸付対象の変化をみよう(第三六表)。主要な貸付対象が企業と斎藤家及び関連事業におかれていることは、前期と変りがない。しかし企業貸の内容をみると、貸付総額では一〇年三、二九六千元、一五年一、四三七千元、一九年六三一千円と減少しているが、その減少の度合は、第三次産業が鋭く、第二次産業は概してゆるやかである。しかもこうした一般的な減少傾向のなかで一五年には、工業及び土建業は、増加さえ示している。なお同年には、企業貸の他では特殊法人や「その他」(俸給生活者など)の増加もみられるのである。しかしこれら職種の貸付増大

は、巨大高利貸資本の衰退過程での一時的かつ偶然的な現象に過ぎない。

以上のように、当期の貸金業は、銀行業の進出によって貨幣市場から締め出され、ようやく生棲の場としてえた高利貸資本の本来的な存立基盤をすら遂に放棄を余儀なくされたのである。

ではどうしてかかる存立基盤を放棄しなければならなかったのであろうか、いま少し検討してみよう。第一に考えられることは、平和産業の軍事産業への編成替えによって、当社の貸付基盤が強制的に排除された点である。周知のように我が国資本主義は、昭和六年の満洲事変、さらに一二年の中日戦争を通して経済の戦時体制を強めていった。この過程で、当社の貸付基盤である第三次産業は、政府の消費統制の拡大・強化、不急商品の製造並びに販売禁止などの措置から消滅を余儀なくされたのである。⁽¹⁾ 第二に、かかる経済の戦時体制化の進展は、勿論先述の「中小企業問題」に解決を与えたものではなく、それは「転失業問題」として具体化され、いよいよ深刻化したが、政府はこれにたいして中小企業金融の機構整備と救済融資を強化した。すなわち機構整備の面では、商工組合中央金庫（二年）、庶民金庫（三年）、国民更生金庫（八年）を設立し、救済融資の面では、「中小商工業振興資金」（二年）、「中小商工業転業資金」（三年）、「災害関係資金」（七年）、「中小商工業者金融疏通資金」（八年）などを特殊銀行や商工中金を経由して中小企業に貸付いたのである。⁽²⁾ ここに都市高利貸資本の喰い込む余地はさらに狭められた。

失業資本の増大と利子取得者化

以上みてきたように、貸付基盤の放棄を余儀なくされた当社の貸金業は、無機能化したいわば失業資本を、如何に運用しつつ貨幣資本蓄積を続けていくかが当然に問題となる。それは、戦

第37表 公・社債、株式投資の推移

(単位：円)

		昭和10年	15 年	19 年
公 社 株	債 債 式 株	11,374 0	112,804 0	311,124 99,900
	中 央 株	1,332,536	1,888,608	2,332,847
	地 方 株	66,472	66,172	56,939
	関 連 業 株	921,200	1,060,800	1,255,550
	計	2,320,207	3,015,580	3,645,336
合	計	2,331,581	3,128,384	4,056,360

『営業報告書』より作成。

時体制が強化され、もはや自立的な資本蓄積活動の余地のないこの段階においては有価証券投資が投資性預金の形態をとって独占利潤の分前にあずかる以外になかった。かかる当社の利子取得者化は、すでに停滞第一期から芽生え成長してきたが、当期になって始めて十全な姿をとったのである。まず有価証券投資についてみよう。第三七表によると、前期に引続き中央株の増加と地方株の減少とがみられる。そして株式投資に占める中央株比率は、一〇年五七%、一五年六三%、一九年六四%と高くなってきた。この中央株の内容は、財閥企業株の他に北支開発、中支振興といった国策的会社のももかなり多くなっている。なお当期の特徴として、強制貯蓄的な性格の濃厚な公債の増加もつけ加えておきたい。次に預金はどうか。昭和五年以降の『営業報告書』には、預金形態の内訳について記載が省略されているため、その性格を正確に知ることはできない。しかしこの時期には、当社の金銭貸付が減少し、これに代るものとして預金のなかでも投資性預金が以前より一層増加したであろうことは容易に推測できる。預金先銀行も、地方銀行の休業の続出、昭和八年に始まった金利平準化運動の影響とから巨大銀行（三井・安田・野村など）に変わった。

担保物件集中の実態

当社貸金業の衰退過程は、同時にいままでに累積された債権の整理の過程でもあった。

第38表 土地・建物その他物件の集積状態

	面 積 ケ 数			価 格		
	昭和10年	15 年	19 年	昭和10年	15 年	19 年
田 (町)	1,227	1,273	1,303	981,151	1,024,509	1,017,925
畑 (町)	154	154	151	100,346	127,932	96,640
山林・原野(町)	3,918	154	151	226,578	249,007	211,869
宅地(坪)	84,780	91,071	85,180	1,569,904	1,949,486	1,746,423
建物(棟)	191	173	140	145,917	218,881	239,336
新開地(坪)	360	18,240	18,420	36,400	607,087	607,087
鉱業権(ヶ)	?	?	?	623,113	472,525	59,100
その他(町)	0	0	0	39,498	10,204	9,837
計	-	-	-	3,722,907	4,659,631	3,988,217

資本主義の発展と巨大貸金会社 (二)

『営業報告書』による。

二二二

その実態を第三八表によりながらみると、次のことが指摘できる。

田畑、宅地・建物、新開地などの集積が、前期に引続き進展している。しかしすでに触れたごとく担保物件の集中は、主として宅地・建物、新開地などに求められる。ところでこれらの集中も、一〇年から一五年にかけて進むが、これをピークとして早くも減少し始めている。宅地についてみれば、一〇年八四千坪、一五年九一千坪、一九年八五千坪である。このことは、いうまでもなく旧債権の整理がほぼ一五年で終り、その後はこれら集中物件が管理の不能から売却され始めたことを示しているのである。

田畑の集積及び鉱業権の売却とその性格については前節で触れたので省略する。

斎藤会社の凋落とその特質

いままで貸金業に焦点を合わせて斎藤会社の衰退をみてきた。ここでは視点をかえて自己資産の減少の側面から当社衰退の要因とその特質について整理し直してみたい。当社の自己資産は、大正一四年一〇、四一一千円、昭和一〇年一〇、二〇八千円、一九年九、九〇六千円と減少の一路を辿ってい

第39表 自己資産の推移 (単位: 千円)

	大正14年	昭和10年	19 年
資 産 総 額 (A)	10,495	12,760	12,698
借 入 金 (B)	84	1,395	0
特 殊 資 産 (C)	0	1,157	1,157
そ の 他 (D)	0	0	1,635
自己資産 (A)-(B)-(C)-(D)	10,411	10,208	9,906

1. 『営業報告書』より作成。
2. 特殊資産とは、雑勘定として処理されていた秘密貸付をさす。
3. 「その他」とは、仙台信託関係の債権をさす。

第40表 種目別資産の増減 (単位: 円)

	大正14年 ~昭和10年	昭和11年 ~昭和19年	差 引
貸 付 金	870,518	1,015,167	1,885,685
有 価 証 券	22,023 334,336	30,597 7,439	289,155
預 金	144,160	0	144,160
土 地 ・ 建 物	130,107 174,627	304,841 68,973	191,348
鉱 業 権	597,196	7,500 186,950	776,646
仙 台 信 託 関 係 債 権	0	1,635,000	1,635,000
計 (差引)	1,968,707	2,570,591	4,539,298

1. 『営業報告書』より算出。ただし仙台信託関係債権は、斎藤家蔵『仙台関係書類』による。
2. (⊕)は利益, (⊖)は損失。

・建物だけでなく、他はすべて損失となっている。このうちとくに著しい損失を示したのは、貸付金一、八八五千円、仙台信託関係債権一、六三五千円、鉱業権七七六千円である。このことから当社の衰退は、以上三者の損失によって促進されたといえるであらう。

そこでこの要因を整理すると、次の二つの系譜を挙げることができる。一つは、中小資本の没落によるものであり、いま一つは、巨大資本の収奪によるものである。

る(第三九表)。この現象は、莫大な小作料所得や利子所得をも喰い潰しなお資産の減少を来した点に特徴があるのである。ではこうした現象は、如何なる理由によって起きたのであろうか。その手懸りをうるために、種目別に財産処分による損益を整理した第四〇表をみよう。これによると、前期以降増加しているのは土地

まず前者から問題としよう。それは貸付金欠損に集約的に表現される。すなわち前期以降における当社の主要な貸付先は、中小零細企業におかれていたが、当該企業にたいする貸付は停滞第一期とは比較にならぬ程危険な方法によらざるをえなかった。というのは、これら企業の担保力の不足から信用貸がかなり多かったであろうし、また仮に担保物件があるとしても抵当順位が二番或は三番といった場合が多かったからである。⁽³⁾かくて当社は、恐慌・不況期を通して不良債権を累積し、貸付金の欠損の増加を招いたのである。このことを考慮に入れると、当該企業からの宅地・建物の集中が前期以降顕著に進んだといっても、それは債権に十分に見合うものではなかったのである。このように中小資本の没落は、貸付基盤の縮小だけではなく、同時に資産の減少をも齎らし、当社の後退を早めたのである。

後者は、大正末に集中した鉱業権の売却と仙台信託の営業譲渡に伴う欠損に集約される。すなわち中小企業の発展の余地のないこの段階においては、これらの処分を巨大資本に委ねる以外になかった。このことは、巨大資本にとって有利な資本集中の機会となるのである。なお当期においては、かかる集中が国家権力の介入によってかなり強制的に行なわれた点に特徴が見出せるのである。始めに、鉱業権の売却についてみよう。すでに触れたごとく、鉱業権の主要な売却先は、O 鉱業、S 鉱業、S 電工などの財閥企業であったが、例外なく安く買叩かれて多額の欠損を出した(前掲第三三表)。ここでとくに注目を要するのは、S 電工への売却であるが、これは鉱業法の一部修正に伴い生産増強という名目の下に強制的に鉱業権所有が制限された結果なのである。⁽⁴⁾かかる立法的措置は、大鉱業資本家の下に鉱業権を集中せしめる促進剤の機能を果たしたのであり、当社ではこの分野における農地改革であったという。

次に、仙台信託の營業譲渡についてみよう。周知のように戦時体制下の銀行及びその他金融機関の合併は、「金融事業整備令」(一七年)の公布を契機として著しく進捗した。仙台信託も二〇年三月には、大蔵省の勸奨の下に以前から東北地方への進出の足場を求めていた三和信託(親会社「三和銀行」)に營業を譲渡した。⁽³⁾營業譲渡の条件は、譲渡価格五〇万円といった仙台信託にとっては極めて苛酷なものであった。

(注) 譲渡価格五〇万円の内訳は次の通りであった。

一、役職員退職金 九一千円

役員 五一千円

職員 四〇千円

一、一般重役預金払戻 二六二千円

(一、七五〇千円の一五%)

ただし斎藤家、斎藤株式会社及び斎藤報恩会分を除く。

右補足金 四五千円

一、重役以外の株主交付金 七〇千円

(払込資本金の約一五%)

一、経費 三三千円

〔斎藤家蔵『仙台信託関係書類』による〕

この結果、右のように仙台信託の大出資者であり社長の地位にあった斎藤家と関連機関(斎藤会社、斎藤報恩会)の全債権は、放棄を余儀なくされた。その総額は、三、四五四千円にものぼった。このうち斎藤会社分を摘出すれば、

資本主義の発展と巨大貸金会社 〔一〕

第41表 仙台信託への機関別資金拠出高

(単位：千円)

	齋藤家	齋藤會	藤社	齋藤會	計
出資	50	1,220		0	1,270
金損	60	0		0	60
寄託	346		350	1,253	1,949
貸金	0		65	110	175
計	456	1,635		1,363	3,454

「斎藤家の債権(昭和20年3月14日現在)」、『仙台信託関係綴』による。

ば、出資金一、二二〇千円、寄託金三五〇千円、貸付金六五千円、計一、六三五千円である(第四一表)。

当社は、以上のように中小資本の没落と巨大資本による収奪によって衰退を余儀なくされたといえよう。なお本稿の考察時期外に属するが、戦後の農地改革(買取面積一、三三六・五町、物納九九・二町)⁽⁶⁾が当社を衰退に導く決定的な要因となったことはいうまでもない。

注(1) 武林『前掲書』四九九頁。

(2) この点の詳細については、『日本興業銀行五十年史』四七三～八頁、『日本勧業銀行史』六五八～六一頁参照。

(3) 貸金業者の貸付方法の特徴については、例えば金融制度調査会編『中小金融の現状』一五一頁参照。

(4) この点について石村善助氏は次のように指摘されている。

「……重要鉱物の増産を目的として制定された重要鉱物増産法(昭和十三年)において、鉱業法の原則の一である鉱業自営主義が一部修正され(一八年)、使用権という名称の下に、第三者による鉱業権の使用が可能となったこと、および同じく鉱業法の現実面における弊害とされて来た鉱区の睡眠化、遊休化の現象が同法における増産命令等の強行手段により、若干破られた……」(『講座日本近代法発達史』二〇九頁)。

(5) 麻島昭一「本邦信託業の集中過程」(『金融経済』一九五九年八月)七五頁。

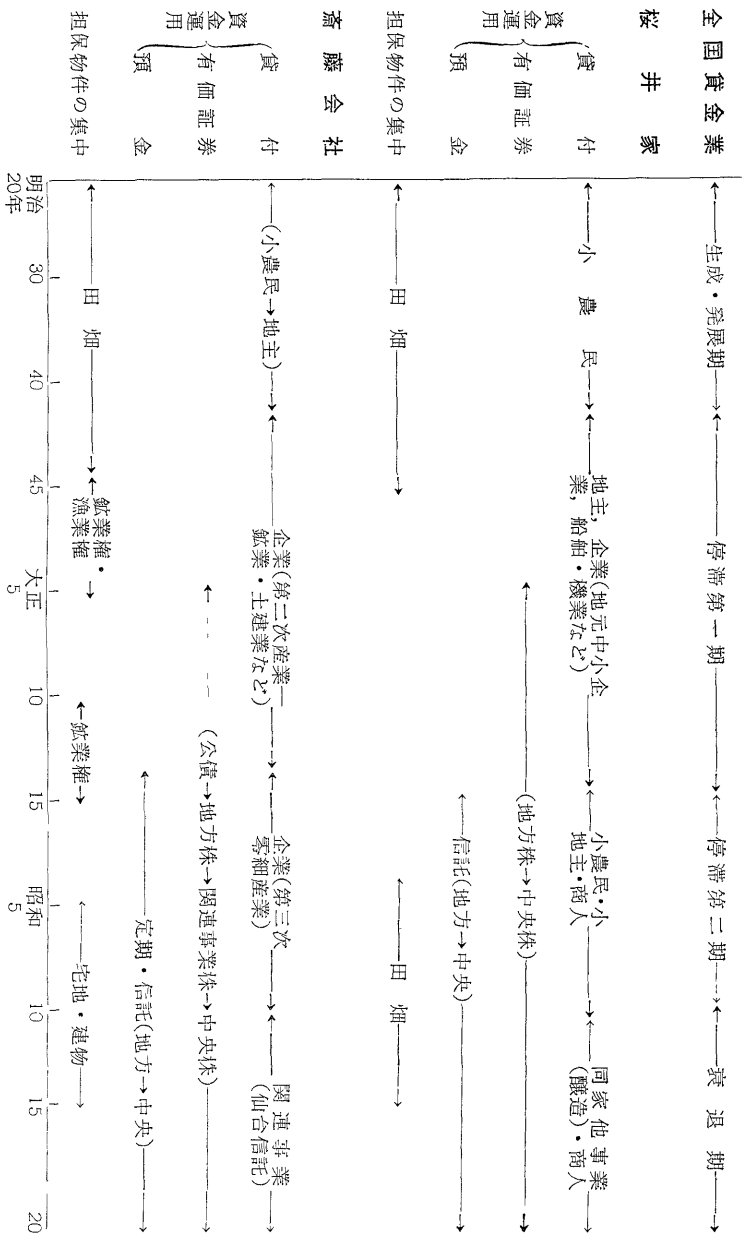
(6) 農地改革記録委員会編『農地改革願末概要』八一七頁、第六表による。

六 高利貸資本展開の問題点

以上斎藤会社の貸金業を一事例としてとり挙げながら巨大高利貸資本の展開過程を追跡してきた。その展開過程は、桜井家に代表される中小高利貸資本の展開とは明らかに相違している。しかしそれは、高利貸資本の階層性による差であって、高利貸資本の一般的展開過程から外れるものではない。そこでここでは、斎藤会社も含めて資本主義の発展過程における高利貸資本展開の問題点を整理し、結びに代えたいと思う。

いまその手懸りとして第三図をみると、次の諸点を指摘することができる。

(一) 高利貸資本展開の概要。我が国資本主義の発展過程において、高利貸資本はどのように展開したのであろうか。先進資本主義国では、おおまかにいって資本家的生産の発展段階（小生産→マニファクチュア→工場制工業）に照応して生成、発展、衰退の過程を辿ってきた。⁽¹⁾そして資本主義が体制的に確立し、その一環としての信用制度が整備されるや高利貸資本は排除され、おくれた部分や領域にのみ僅かに存立が許されるようになる。⁽²⁾そこでの高利貸資本はもはや利子生み資本の性格を規定しえない。⁽³⁾しかし我が国では、小生産者を不完全にしか分解しえないままに資本主義化を強力におし進めねばならなかったから、高利貸資本の存立基盤は広汎に残存していた。とはいえ我が国においても、資本主義が体制的に確立するや、先進資本主義国にみられた高利貸資本展開の必然性が歪められながらも貫徹されるのである。⁽⁴⁾それは次の契機によってである。第一に、資本主義が独占段階になると、農民や中小零細企業などの小生産者層は、成長の方途が見失われ、生産力が停滞する。⁽⁵⁾このことは、当然のことながら高利貸資本の発展の根拠（剰余価値領有の増大傾向）の喪失を意味する。⁽⁶⁾第二に、この段階において独占資本は、小生産者に寄生する高利貸資本の恣意的な活動を排除し、これを直接に掌握しようとする。それは、独占利潤の源泉を維持するために、またこの段階に固有の「農業問題」や「中小企業問題」に対応するためにも必然となる。政策金



第3図 高利貸資本の展開
矢印で示した時期区分は、正確ではなく、主要な動きを示したものである。

融の増加がそれを示す。⁽⁷⁾ここに第一の契機によって停滯を余儀なくされた高利貸資本は、その存立基盤を広汎に残しながらも衰退を迫られるのである。それは、国家独占資本主義への移行に伴伴する経済の戦時・統制経済化の強化を通して実現する。そこで我が国高利貸資本の展開過程は、生成・発展期（明治四〇年頃）、停滯期（昭和一〇年前後）、衰退期（それ以降）とに分けることができる。第三図に示した全国貸金業の動向はそれを示す。

(二) 高利貸資本展開の地域性。周知のように我が国における商品生産の発達は、地域によってかなりの差がある。⁽⁸⁾そのことは、当然に高利貸資本の展開に影響を与えることになる。すなわち、我が国高利貸資本は、その展開の必然性が歪められながらも、とも角どの地域にも貫徹するが、次のような地域的なズレが見られる。後進地帯（北海道・東北・北関東・中南九州）は、高利貸資本の停滯ないし衰退が鈍く、先進地帯（近畿・東海・北四国・東山）ではその逆である。なおこのうちから都市府県（六大都市府県と福岡県）を摘出してみると、過剰人口の堆積、その一形態としての中小零細企業の増大に支えられて後進地帯と同様の傾向を示す。また視点を変えて高利貸資本の展開を都市、平坦農村及び山村とに分けてみると、先の地域性に制約されながらも商品経済の滲透の早い平坦農村は、山村よりも早くに停滯し衰退する。都市は、山村と同様に概して鈍い（この項については拙稿「我が国貸金業の統計的考察」を参照されたい）。

(三) 高利貸資本展開の階層性。高利貸資本の階層区分は、基本的には貸付資本量の大きさによって決定される。しかしそれが同時に、高利貸の資本蓄積と小生産を基盤とした貨幣市場の狭隘性との矛盾から機能条件の差となつて現われる点をも考慮に入れねばならない。⁽⁹⁾ここでは、斎藤会社（巨大）と桜井家（中小）貸金業を例に階層差を整理する。両者に共通していることは、その生成・発展、停滯、衰退の過程が貸金業の全国的動向とほぼ軌を一に

している点である。しかしその機能条件においては、かなり差がある。桜井家は、貸付資本量が少ないから当家を軸とした貨幣市場圏内での活動が概ね可能である。だが斎藤会社のように巨大高利貸資本となると、この狭隘な農村貨幣市場から脱却しないかぎり資本蓄積は停滞する。ここに斎藤会社は、明治四〇年前後から都市の貨幣市場へ進出したが、それは巨大高利貸資本の資本主義への対応の姿として注目される。ところでかかる両者の貸付基盤の相違は、いうまでもなく両者の推転の条件を異ならしめる。農村に密着する桜井家は、独占段階における農業生産力の停滞、高利貸的利子收受機構の動揺、さらに産組信用機構の整備と政策金融の増大などによって停滞から衰退を余儀なくされた。都市へ進出した斎藤会社の場合には、都市貨幣市場における銀行との競争によって次第に駆逐され、貸付基盤を第二次産業（中小企業上層）から第三次産業（中小零細企業）へ変えながら残存したが、それも戦時体制下の平和産業の軍事産業への再編成、中小企業にたいする救済融資の強化によって、桜井家と同様の過程を辿ったのである。

四 高利貸資本の変質過程。高利貸資本の展開過程は、同時にその変質過程でもある。一般的に言えば高利貸資本は、資本主義が体制的に確立するや資本家的生産の諸条件と諸慾求に従属させられるのである。⁽¹⁰⁾それは端的にいて、高利貸資本が近代的貸付資本へ転化し、利子が利潤に規制されることを意味する。我が国においては、高利貸資本の産業資本への従属形態として次の二系譜を挙げることができると思われる。一つは、大高利貸資本の近代的貸付資本（具体的には銀行）への転化である。それは、産業資本の成長と相俟って徐々に変質するといった漸次的変化の形態をとる。いま一つは、多くの中小高利貸資本がそうであったように、かかる転化ができないままにその停滞から衰退過程に、単なる貨幣資本家（利子取得者）となるのである。とはいえ零細高利貸資本は、小生産が広

汎に残存する以上、依然として変質しないままで存続することはいうまでもない。そこで桜井家と齋藤会社の変質についてみよう。

両者とも、貸金業が停滞し遊離貨幣資本が恒常的となつてから、有価証券投資や投資性預金などの資金運用が一般化する。しかし停滞期の有価証券投資は、概して地元企業への投資が多く、多かれ少なかれ現実的資本家としての地位を保ったし、預金も機能資本化を待期するといった側面をもっていた。しかし衰退期に入ると、こうした条件は全く喪失し、利子取得者として巨大資本に従属することによつてのみその地位を確保しうることになつたのである。

(四) 高利貸資本機能の変化。高利貸資本の特徴的な機能は、小生産者に寄生しながら彼等の生産諸手段を奪い分解をおし進める点にある。⁽¹⁾我が国においては、以上の典型的な過程として小農民からの土地集中、地主的土地所有の成長として現われた。桜井家と齋藤会社についてみると、両者とも小農民からの土地集中が持続的に進むのは明治期までであり、それ以降には恐慌・不況の深化の過程で集約的に進むものの殆んど無視しうる程度である。とくに都市へ進出した齋藤会社の場合には、中小零細企業からの漁業権、鉱業権や宅地・建物などの集中が主となり、巨大資本の資本集中のための介在的な地位と役割を与えられるようになったのである。とはいえ両者とも、大正・昭和期を通して耕地集積が進むが、それは明治期のそれとは内容的にかなりの違いがある。すなわち大正期の耕地集積は、没落或は不在地主からの集積で、いわば一投資物件としての買入であり、昭和期のそれは、関連事業の補強或は債権の確保のための止むをえない集積だったのである。

注(一) マルクスは、商人資本と産業資本との間の「逆比例の法則」を、ヨーロッパにおける資本家的生産の発展段階に応じて

詳細に実証している(『資本論』第三卷二〇章)。勿論この法則は、高利貸資本の場合にも該当する。「高利貸資本は、小生産の優勢に照応する」(『同書』長谷部訳、日評版(10五二四頁))という短い章句のなかにすでに端的に示されている。

(2) 『同書』(10) 五三四～五頁。

(3) 『同書』(10) 五二三頁。

(4) 高利貸資本を日本信用体系の従属的基礎、底流として固定的に位置づけた飯淵敬太郎、松本貞雄、木村恒夫氏の見解にたいしては、拙稿「農村高利貸資本の展開過程」(『本誌』一三卷二号所収)で若干の批判を試みたので参照されたい。高利貸資本を動くものとして捉えるためには、原理論の固定的かつ抽象的な適用ではなく、資本主義の発展を基軸として小生産者層がどう変化し、それが高利貸の展開をどう規制するか、またその過程で信用制度がどのような影響を与えるかを我が国資本主義の発展段階にそって理解されねばならないと思う。

(5) 独占段階における農業の停滞性については、大内力『地代と土地所有』二四二～三頁参照。

(6) この点の論理的整理については、斎藤仁「資本主義の発展と高利貸資本」(『総研月報』三四年一二月号所収)参照。

(7) 高利貸資本の展開過程における政策金融の意義については、斎藤仁「前掲論文」参照。

(8) 農業生産の地域性については、戸谷敏之『近世農業経営史論』(一五～二七頁)、大内力『農業史』三〇～一頁)の研究があるが、高利貸資本の地域性も、ほぼこれに照応する。

(9) 私の事例調査によると高利貸資本の階層は、時期によって異なるであろうが、おおよそ次のように区分できるように思える。巨大(貸付資本量五〇万円以上、貸付対象は主として都市の中小零細企業)、大(一〇万～五〇万円、地元中小企業や中小零細高利貸資本)、中小(一～一〇万円、小農民や零細高利貸資本)、零細(一万円以下、小農民)である。

(10) 『資本論』(10) 五三四頁。

(11) 『同書』(10) 五二八頁。

〔附記〕本稿の執筆過程で岸英次、斎藤仁の両氏から有益な教示と助言をいただいた。記して感謝の意としたい。

(研究員)